



山口市 パートナーシップ 宣誓制度

利用者の手引き

山口市

目次

①	／ パートナーシップ宣誓制度の概要 …	1
②	／ 宣誓できる方 ……………	1
③	／ 宣誓の方法 ……………	2
④	／ 宣誓に必要な書類 ……………	3
⑤	／ 交付する書類 ……………	4
⑥	／ 受領証等の再交付・変更・返還 ……	5
⑦	／ 宣誓書記載内容証明書 ……………	5
⑧	／ 他の自治体との相互利用 ……………	5
⑨	／ よくある質問 ……………	6
⑩	／ 相談先一覧 ……………	7
⑪	／ 行政サービス一覧 ……………	8

1

／ パートナーシップ宣誓制度の概要

山口市では、山口市人権推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが互いを尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを目指し、「性の多様性」についても人権課題として位置付けています

その取組の一環として、令和6年4月に「山口市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を制定いたしました

「パートナーシップ宣誓制度」とは、LGBTQなど一方または双方の方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、相互に尊重し協力し合う関係(パートナーシップ)を宣誓する宣誓書を市に提出することにより、これを受理した市が市長名により二人の関係性を、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードにより証明する制度です

2

／ 宣誓できる方

パートナーシップにある2人で、次のいずれにも該当することが必要です

- 双方が民法第4条に規定する成年に達していること
- 一方または双方が市内に住所を有していること(宣誓の日から14日以内に山口市への転入を予定している場合も含みます)
- 双方に戸籍法第4条に規定する婚姻をしている者(いわゆる「事実婚」も含む)がないこと及び当該宣誓をしようとする者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士でないこと(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと)
ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除きます

宣誓できない続柄

- 直系血族 … 祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族 … 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族 … 子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

- (1) 宣誓の受付窓口は人権推進課です
宣誓手続きの日時や方法等について市と調整することができます
- (2) プライバシーに配慮して、別室で手続きをしますので、申請手続きのための日時等を電話、FAX、またはEメールで事前にお知らせいただくと助かります
- (3) パートナーシップ宣誓をしたい方は、双方が揃って自署により宣誓書に記入する必要がありますので、手続きは人権推進課の窓口に出向いていただく、または市の指定するウェブシステムによりリモートで行っていただく、この2つの方法から選ぶことができます
- (4) ウェブシステムによる宣誓を行う場合は、あらかじめ宣誓書を作成し、宣誓したい日の7日前までに人権推進課に提出をお願いします

※ パートナーシップ宣誓をしたい人の一方または双方の人が、自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓をしようとする人の双方の立会いの下で、代書人を決めることができます

《受付窓口・連絡先》

山口市役所地域生活部人権推進課

電話：083-934-2767

FAX：083-934-2867

Eメール：jinken@city.yamaguchi.lg.jp

連絡時にお伝えいただきたいこと

- ① お二人の氏名、生年月日、住所
- ② 事前相談・申請手続きの希望日時(できるだけ複数の日時をご希望ください)
- ③ 日中連絡の取れる電話番号・メールアドレス

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

※宣誓の日前3か月以内に発行されたもの

(2) 宣誓をしようとする人の双方が山口市内に住所がない場合、一方または双方が、宣誓書に記載する転入予定日から14日以内に転入を予定していることが確認できる書類

※山口市内の居住地を記載した住居への入居申込書、仮契約書、賃貸契約書等
新居を建てて入居する場合、その所有する不動産の所在地などが判明する書類等

(3) 戸籍抄本、独身証明書、その他婚姻をしていないことを証明できる書類

※婚姻をしていないことを証明できる書類には、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体であって、かつ山口市と協定を締結していない自治体で交付された「受領書等(受領証、受領証カード、宣誓書記載内容等証明書)」を含みます

(4) その他市長が必要と認める書類

※上記に規定する書類が揃わない場合や上記の要件だけでは山口市内の居住を確認しづらい場合に、他の書類の提出をお願いすることがあります

(5) 本人確認書類

次に掲げるもののうちいずれか

個人番号カード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証・許可証等で本人の顔写真が貼付されたもの、その他市長が認める書類

(6) 通称名を使用していることが確認できる書類(通称名の使用を希望する場合)

※対外的に使用している通称名が記載された郵便物などの宛名、光熱水費の請求書の宛名、名刺、ホームページ上のプロフィールの記載等

5

／ 交付する書類

申請時に提出された書類を審査し、要件に該当すると認められるときは、宣誓されたことを証明する書類として、宣誓者(双方)の方に「パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)」と「パートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)」を交付します

【パートナーシップ宣誓書受領証】

(A4サイズ)

【受領証の提示を受けられた方へ】

山口市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを目指し、山口市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

受領証は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

※ パートナーシップとは、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合うことを約した関係をいいます。

※ この受領証は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認められた場合に交付されます。

- ① いずれか一方が市内に住所を有していること(転入予定を含む)
- ② 成年に達していること
- ③ 配偶者(事実婚を含む)がないこと
- ④ 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- ⑤ 民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができないとされている者でないこと(養子縁組を除く)

【注意事項】

▶ 次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。

- ・ 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- ・ 一方または双方が婚姻をしたとき
- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が死亡したとき

【パートナーシップ宣誓書受領カード】

(表)

(裏)

受領証の提示を受けられた方へ

山口市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを目指し、山口市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

受領証は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

6

受領証等の再交付・変更・返還

(1) 受領証等の再交付

紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、「再交付申請書」を提出してください

※再交付申請書提出の際に本人確認をします

「**4** 宣誓に必要な書類(5)本人確認書類」と同様です

(2) 宣誓事項の変更

氏名、住所その他宣誓書の記載事項に変更があった場合は、速やかに「宣誓事項変更届」を提出してください

その際に、変更事項の根拠となる書類を添付してください

(3) 受領証等の返還

次に該当するときは、「返還届」とともに受領証等を返還してください

- ・ 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき
- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 宣誓者の一方が死亡したとき
- ・ 紛失等によって受領証等の再交付を受けた後に従前の受領証が発見されたとき
- ・ その他、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき

7

宣誓書記載内容等証明書の交付

パートナーシップ宣誓をした証明となる「宣誓書記載内容等証明書」が必要な場合は、様式第8号の「記載内容等証明書交付申請書」で手続きをしてください

活用の想定される場面は、自治体の窓口や転出先の自治体、あるいは民間の事業所等において、受領証等の提示だけではその手続きが完了できないとき等を想定しています

※交付申請書提出の際に本人確認をします

「**4** 宣誓に必要な書類(5)本人確認書類」と同様です

8

他の自治体との相互利用

宣誓者が他の自治体へ転出する場合、山口市と転出先の自治体が宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」とします)を締結している場合、様式第9号の「受領証等継続使用申請書」を提出することで、転出先の自治体で山口市の受領証等をそのまま使用できます

また、協定を締結している自治体から山口市へ転入する場合も、転入元で継続使用に必要な手続きを行われた場合は、転入元の自治体の受領証等を継続して山口市で使用できます

また、協定を締結していない自治体からの転入の場合も、転入前の自治体の受領証等は山口市で宣誓手続きをする際の確認書類として使用できます



&



01

パートナーと山口市で同居していなくても宣誓できますか？

宣誓をされる方の一方又は双方が市内に住所(宣誓の日から14日以内に山口市への転入を予定している場合も含みます)があれば宣誓できます
また、同居をしていなくても宣誓できます
詳しくはこの手引きの「**2** 宣誓できる方」「**4** 宣誓に必要な書類」をご覧ください

02

宣誓のための手続きはどこでできますか？

市役所の人権推進課の窓口、または市の指定するウェブシステムを利用してリモートで行うことができます
詳しくはこの手引きの「**3** 宣誓の方法」をご覧ください

03

通称名は使用できますか？

通称名を使用していることが確認できる書類を添付して申請すれば、通称名の使用は可能です
詳しくは「**4** 宣誓に必要な書類」をご覧ください

04

宣誓にあたりプライバシーは守られますか？

市役所担当窓口で宣誓をされる場合も、事前に市にご連絡をいただくことで別に会場(会議室等)を準備することも可能です
また、市の指定するウェブシステムを利用してリモートでの宣誓手続きも可能です

05

宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

山口市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできるほか、山口市役所人権推進課でもお渡しできます

06

パートナーシップの宣誓をしたらメリットはありますか？

山口市営住宅への入居について、資格要件を満たされた場合、宣誓書受領証等を提示いただきましたら、お二人での入居申し込みができます
宣誓を行わなくても利用できるサービスもあります
詳しくは市公式ウェブサイト ▶▶▶
をご覧ください



10

／ 相談先一覧

よりそいホットライン

相談内容	電話番号	受付時間
性別の違和や同性愛などに関わる相談	0120-279-338 ※ガイダンスが流れたら「4」を押す。	24時間 365日

山口労働局総合労働相談コーナー

相談内容	電話番号	受付時間
性的指向・性自認に関する労働問題	083-995-0398	平日 8:30～17:15

法テラス・サポートダイヤル

相談内容	電話番号	受付時間
法的トラブルに関する情報提供	0570-078-374 ※相談料無料 (通話料がかかります)	平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始除く)

法テラス山口

相談内容	電話番号	受付時間
法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供 ※無料法律相談の予約は、法テラス山口で受付(利用には収入などの一定の要件あり)	0570-078-353 ※相談料無料 (通話料がかかります)	平日 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始除く)

山口県男女共同参画相談センター

相談内容	電話番号	受付時間
性別による差別的取扱いなどの人権侵害、家庭の問題、配偶者等の暴力等	083-901-1122	平日 8:30～22:00 土日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

みんなの人権110番(法務省)

相談内容	電話番号	受付時間
差別、虐待など様々な人権問題	0570-003-110	平日 8:30～17:15

こころの健康相談(山口県精神保健福祉センター)

相談内容	電話番号	受付時間
心の健康全般	083-901-1556	平日 9:00～11:30 13:00～16:00

▶ パートナーシップの宣誓をしなくても利用可能な行政サービス

制度・サービスの名称	概要利用方法等	問い合わせ先
介護用品支給事業	紙おむつ等の介護用品を支給します ※対象者本人以外にも家族(内縁の夫・妻も含む)による利用申請の代行での手続きは可能です	<p style="text-align: center;">高齢福祉課</p> <p style="text-align: center;">☎ 083-934-2792</p>
在宅緩和ケア支援事業	在宅の末期がん患者に在宅生活に必要な福祉サービスを提供します ※対象者本人以外にも家族(内縁の夫・妻も含む)による利用申請の代行での手続きは可能です	
在宅復帰支援事業	介護保険施設入所中又は医療機関入院中である場合に、介護保険サービスを利用して外泊することにより、退所・退院後の日常生活における不安を軽減し、在宅復帰の促進及び支援をします ※対象者本人以外にも、指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センターによる利用申請代行での手続きは可能です	
配食見守り支援事業	高齢者の低栄養状態を改善するため、訪問により配食します ※地域包括支援センターの職員による確認等を行う必要があるため、まずはお近くの地域包括支援センターへご相談ください	<p>最寄りの地域包括支援センターへお問い合わせください</p>  <p>https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/korei/4741.html</p>
日常生活用具給付(高齢者)	防火等の配慮が必要な高齢者へ火災警報器(設置義務か所への設置を除く)、自動消火器、電磁調理器を給付することで、日常生活の便宜を図ります ※地域包括支援センターの職員による確認等を行う必要があるため、まずはお近くの地域包括支援センターへご相談ください	
緊急通報システム	慢性疾患等により日常生活上で注意が必要な高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができるシステムです また、悩み事相談のサービスを受けることもできます ※地域包括支援センターの職員による確認等を行う必要があるため、まずはお近くの地域包括支援センターへご相談ください	

制度・サービスの名称	概要利用方法等	問い合わせ先
産前産後相談	妊娠・出産・子育てについてのご相談をうかがいます	子育て保健課 ☎ 083-921-7085
死亡届	パートナーが次のいずれかに該当すれば届出できます 【根拠法令:戸籍法第87条】 ①同居の親族、②その他の同居者、③家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人、④同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者	市民課 ☎ 083-934-2770
火葬・埋葬許可申請	火葬にかかる火葬場の使用許可申請をすることができます	
身体障がい者等の軽自動車税(種別割)減免	同居している場合は同一世帯とみなし、障がいのあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について、要件を満たす場合は減免とすることができます	市民税課 ☎ 083-934-2734
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際、同乗することができます	消防本部 ☎ 083-932-2604
救急隊が行う処置の同意	パートナーに対して救急隊が行う処置について説明を受け、同意することができます	
パートナーからのDVについての相談	パートナーからのDVに限らず様々な悩みごとについて相談ができます ①女性相談員による相談受付 火曜日～土曜日 10:00～16:00 (面接相談を希望される場合は事前に予約が必要です) ②男性相談員による電話相談 第2・第4金曜日 18:00～20:00	人権推進課 (男女共同参画推進室) 相談専用ダイヤル ① ☎ 083-934-2743 ② ☎ 083-934-2601
災害見舞金	災害により被災された際の見舞金の申請をパートナーの方が代理で手続きをすることができます	地域福祉課 ☎ 083-934-2790

▶ パートナーシップ宣誓の受領証等の提示により利用可能な行政サービス

制度・サービスの名称	概要利用方法等	問い合わせ先
市営住宅への入居	※詳細は後日掲載します	建築課 ☎ 083-934-2843

※ 利用可能な行政サービス一覧は、随時情報の更新を行っております。最新情報は、市ウェブサイトをご確認ください。

山口市パートナーシップ宣誓制度 利用者の手引き

令和6年3月発行

山口市地域生活部人権推進課 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口総合支所3階
電話：083-934-2767 FAX：083-934-2867 e-mail：jinken@city.yamaguchi.lg.jp